

平成 30 年度「外国出願支援事業」公募のお知らせ

1. 内容

中小企業の外国出願（特許・実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）にかかる費用の一部を助成します。

2. 公募内容

(1) 募集期間：平成30年5月22日（火）～ 平成30年11月9日（金）

※募集期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

(2) 応募資格：香川県内に本社を有する中小企業者で、以下の要件を満たす者。

- ① 採択後、既に行っている国内出願を基礎として、平成31年2月末までに国内出願と同内容で（特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）における国内移行や、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）を含む）外国出願を行い支払いを完了するもの。
- ② 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。
- ③ 補助金交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者（かがわ産業支援財団）宛てに提出できること。
- ④ 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ⑤ 国及び財団等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力できること。
- ⑥ 外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。または、助成を希望する商標出願登録に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。
- ⑦ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ⑧ 別紙、暴力団排除に関する誓約事項 記 に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては対象としない。

***特許・実用新案、意匠、商標でそれぞれ対象となる案件は以下のとおり。**

(イ) 特許・実用新案

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件（いわゆるダイレクト PCT 国際出願）
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対し PCT 国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(ロ) 意匠

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件。

(ハ) 商標（冒認対策商標含む）

- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無い場合は、出願にあたって優先権主張の有無は問わない）。
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドプロ出願を行う案件。
- ・マドプロ出願における事後指定（※）で、指定国や指定商品・役務を追加する案件。

《注意》

※申請書提出の時点において既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が対象となります。
よって、財団からの交付決定前に外国出願した案件は対象となりませんので、交付決定前に発注した費用（例えば翻訳費等）についても補助対象にはなりません。
また、申請した案件については審査委員会に出席して申請内容等の説明をお願いします。
なお、第一次締切分は12月末までに可能な限り間接補助金精算払までの手続きを済ませること。

(3) 助成内容：以下のとおり

- ① 補助率：1 / 2 以内
- ② 上限額：1 企業に対し300万円（複数案件の場合）
- ③ 案件ごとの上限額
 - ・特許出願：150万円（消費税分を除く）
 - ・実用新案、意匠、商標出願：60万円（消費税分を除く）
 - ・冒認対策商標（※）出願：30万円（消費税分を除く）

（※）冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願
- ④ 対象経費
 - ・外国特許庁への出願手数料（消費税分を除く）
 - ・現地代理人費用（消費税分を除く）
 - ・国内代理人費用（消費税分を除く）
 - ・翻訳費用（消費税分を除く）
 - （※）助成対象とならない経費：日本国特許庁への出願に要する経費

(4) 選考 : 審査委員会において審査を行いますので参加し、説明をお願いします。
採択等は文書にて通知し、採択された事業者名（間接補助事業者名）は財
団のホームページ上などで公表します。

(5) 提出方法 : 申請書を持参または郵送。（締切日までに必着のこと）

(6) その他 : 詳細は実施要領を参照下さい。

(7) 問い合わせ : 提出先 : 公益財団法人 かがわ産業支援財団
知的財産支援部 (森、大久保)
高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
TEL : 087-867-9577
FAX : 087-867-9365
e-mail : chizai@kagawa-isf.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき